平成２３年（フ）第８０号
京都府福知山市字篠尾921番地　バンブーマンション303号
債務者　荻野　榮子（旧姓福岡）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１３９８号
大阪府富田林市津々山台５丁目６番８号103
債務者　藤池　春美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４４３号
大阪府南河内郡河南町さくら坂１丁目13番３号
債務者　長堀　勝**幸**
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７２７号
堺市南区茶山台２丁３番５―105号、前住所堺市南区高倉台４丁３番２―308号
債務者　澤崎　保清
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７４６号
大阪府高石市千代田４丁目３番７号
債務者　平田香奈美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７６８号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地３棟307号、申立時の住所堺市東区日置荘西町５丁20番50号
債務者　松﨑　陽子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７７３号
大阪府羽曳野市伊賀17番地の15
債務者　中西　利弘
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７９１号
堺市西区浜寺元町１丁52番地
債務者　田中　一大
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
大阪府大阪狭山市大野台１丁目32番57号
債務者　アウトレットディセラこと　杉浦　一洋
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
北海道夕張郡長沼町錦町南１丁目８番10―２号
債務者　大嶋　義信
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１３１号
北海道岩見沢市栗沢町北本町165番地４
債務者　溝口　　俊
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第５号
福島県喜多方市松山町村松字北原3651番地　鮮雲荘、前住所福島県会津若松市城西町７番１号
債務者　渡部喜代晴
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第７４１号
神奈川県厚木市鳶尾１丁目28番15号
債務者　白土　浩司
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７８０号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子191番地２　エクレール202
債務者　瀬戸　泰一
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７９０号
神奈川県厚木市愛甲845番地１
債務者　長澤　一義
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８３５号
神奈川県秦野市大秦町２番26号　ハイム山登201号
債務者　小泉ひかり
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８５３号
神奈川県平塚市黒部丘３番１―303号　レジデンス湘南
債務者　佐藤　恵子（旧姓安川）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８６２号
神奈川県厚木市水引１丁目12番19―208号
債務者　尾﨑　和博
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部